

証券コード 7095

2026年7月10日

(電子提供措置の開始日 2026年7月7日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Macbee Planet
代表取締役社長 千葉知裕

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第11回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://macbee-planet.com/ir/stock_bond/agm.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コード（7095）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえご確認ください。



当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使の方法についてのご案内」（3頁～4頁）に沿って、2026年7月28日（火曜日）午後7時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

2026年7月18日（土）20時～7月19日（日）23時の間は、システム提供者がシステムメンテナンスを実施するため、インターネット（「スマート行使®」を含む）による議決権行使の取扱いを休止させていただくこととなりました。

インターネットにより議決権を行使される場合には、メンテナンス日時を避けてご利用いただきますようお願い申し上げます。株主の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年7月29日(水曜日) 午前10時00分(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4D
3. 目的事項
 - 【報告事項】 1. 第11期(2025年5月1日から2026年4月30日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第11期(2025年5月1日から2026年4月30日まで)計算書類報告の件
 - 【決議事項】
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項
 - (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 - (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は節電への取り組みとして、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項については、法令及び当社定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 【事業報告】業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
 - 【連結計算書類】連結持分変動計算書・連結注記表
 - 【計算書類】株主資本等変動計算書・個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席される場合



株主総会へ出席

株主総会開催日時

2026年7月29日（水曜日）
午前10時00分

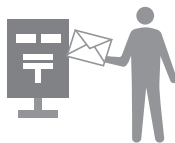
ご出席の場合は、議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使

議決権行使期限

2026年7月28日（火曜日）
午後7時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 **0120(652)031**（受付時間 9:00～21:00）

「スマート行使」によるご行使

議決権行使期限

2026年7月28日（火曜日）
午後7時00分入力完了分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

議決権行使期限

2026年7月28日（火曜日）
午後7時00分入力完了分まで

パソコン、スマートフォンから、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部

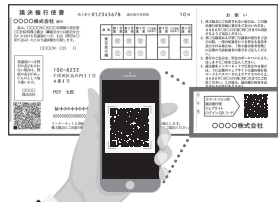
【電話】 **0120(782)031**（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

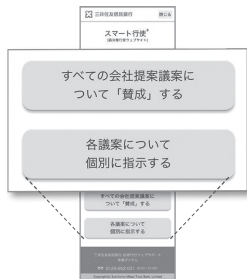
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

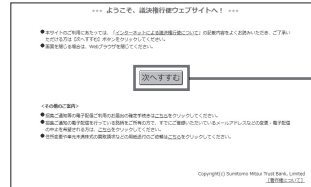
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

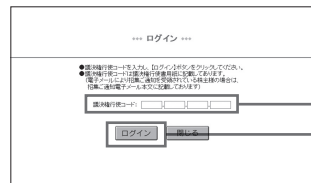


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



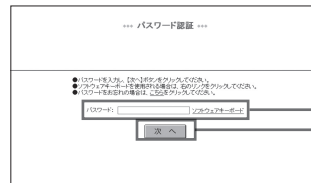
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株皆様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

※ 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

※ 2026年7月18日(土)20時～7月19日(日)23時の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止となります。

第11期 事業報告

〔自 2025年 5月 1日〕
〔至 2026年 4月 30日〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しなどを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。個人消費にも持ち直しの動きが見られるものの、米国の通商政策を巡る動向や中東情勢の緊迫化に伴う地政学的リスクの高まりなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主力事業が属するインターネット広告市場におきましては、オフライン媒体と比較して投資効率の検証が容易なデジタル媒体への予算シフトが引き続き堅調に推移いたしました。その結果、2025年のインターネット広告市場は前年比10.8%増の4兆459億円（*）となり、日本の広告市場に占める構成比が初めて過半数に達しました。一方で、足元ではスマートフォンアプリの普及やSNS、ショート動画、ライブ配信といった新興フォーマットの台頭、生成AIの登場などが検索行動を大きく変容させております。持続的な成長に向け、これら不可逆的な環境変化への迅速かつ確かな対応が求められております。

* 株式会社電通「2025年日本の広告費」より

こうした環境のもと、当社グループは、インターネット広告をより進化させたLTVマーケティングを提唱し、独自のテクノロジーの開発に力を入れ、事業拡大に向けた取り組みを進めました。しかしながら、一部の主要顧客における個別要因の影響を受けた結果、当社グループの経営成績は次のとおりとなりました。

当連結会計年度の経営成績につきましては、売上収益50,579百万円（前年同期比2.1%減）、営業利益3,650百万円（前年同期比29.4%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益2,353百万円（前年同期比31.6%減）となりました。

なお、当社は当連結会計年度より、従来の日本基準に替えて国際会計基準（以下、IFRS）を適用しており、前連結会計年度の数値は、前期に日本基準で公表した数値をIFRSに組み替えて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は30百万円で、主に人員増加等に
伴うPC等の購入等によるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、自己株式の取得等の資金として、長期借入金2,000百万円を
調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

IFRS

区分	第10期	第11期 (当連結会計年度)
	2025年4月期	2026年4月期
売上収益	51,675百万円	50,579百万円
営業利益	5,171百万円	3,650百万円
親会社の所有者に 帰属する当期利益	3,443百万円	2,353百万円
基本的1株当たり当期利益	243.41円	169.49円
資産合計	23,068百万円	24,091百万円
資本合計	12,229百万円	12,691百万円
1株当たり親会社 所有者帰属持分	875.86円	1,012.71円

(注) 1. 記載金額（基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分は除く）は、百万円未満
を切り捨てて記載しております。

2. 当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第10期の
IFRSに準拠した数値も併記しております。

3. 2024年6月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株
式分割が行われたと仮定して「基本的1株当たり当期利益」及び「1株当たり親会社所有者帰属持分」を
算定しております。

日本基準

区分	第8期	第9期	第10期
	2023年4月期	2024年4月期	2025年4月期
売上高	19,589百万円	39,405百万円	51,675百万円
営業利益	2,162百万円	3,670百万円	4,639百万円
経常利益	2,108百万円	3,668百万円	4,576百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,567百万円	2,282百万円	2,770百万円
1株当たり当期純利益	120.55円	158.77円	195.85円
総資産	17,519百万円	20,228百万円	21,446百万円
純資産	8,167百万円	10,031百万円	11,261百万円
1株当たり純資産額	574.22円	686.63円	806.15円

(注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は除く）は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

2. 2024年6月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第8期	第9期	第10期	第11期 (当事業年度)
	2023年4月期	2024年4月期	2025年4月期	2026年4月期
売上高	19,257百万円	12,071百万円	4,065百万円	5,697百万円
営業利益	2,077百万円	1,823百万円	2,169百万円	3,390百万円
経常利益	2,027百万円	1,792百万円	2,133百万円	3,330百万円
当期純利益	1,580百万円	1,227百万円	1,935百万円	3,280百万円
1株当たり当期純利益	121.60円	85.37円	136.82円	236.22円
総資産	14,698百万円	11,481百万円	14,797百万円	16,805百万円
純資産	8,200百万円	7,393百万円	7,787百万円	9,347百万円
1株当たり純資産額	581.49円	509.89円	561.26円	750.41円

(注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は除く）は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

- 2024年6月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
- 2023年11月1日付で当社を吸収分割会社とし、連結子会社である株式会社MAVELを吸収分割承継会社とする会社分割（吸収分割）を行ったことにより、財産及び損益の状況が第9期以降において、第8期に比べて大きく変動しております。

(6) 対処すべき課題

① 収益性のさらなる向上

当社グループはLTV（※1）マーケティングを軸に、成果報酬型マーケティング市場において事業展開を行っており、同市場における豊富なノウハウを有しておりますが、拡大する成果報酬型マーケティング市場において、メディアのあり方が多様化していることから、従来の「人」を介在させたコンサルティングに加え、テクノロジーを駆使した効率的な管理、データの解析・分析のオートメーション化をさらに加速させる必要があります。当社グループにおいては、市場動向やクライアントニーズを的確に把握し、迅速に対応することにより、成長著しい成果報酬型マーケティング市場におけるリーディングカンパニーになることを目指してまいります。そのため、効率的な管理を進めることにより収益構造の改善を図りつつ、新たなプロダクトの開発と既存プロダクトの改善を継続するこ

とにより、当社グループ全体の収益性の向上に取り組んでおります。

※1 LTV…Life Time Valueの略語。ユーザー（消費者）が生涯を通じて企業にもたらす利益のことを指し、1人のユーザー獲得にかけることができる費用を算出するための指標のこと。

② 特定の商材、顧客への依存解消

成果報酬型マーケティング市場において、当社グループが推し進めているLTVマーケティングで、競合他社との差別化を図りシェアの拡大を進めておりますが、金融、美容等の特定の商材の売上構成比率が高く、当該市場の環境変化等、外部要因の影響を受ける可能性があります。加えて、一部のクライアントに対する売上高が大きく、取引先の業績及び取引先との取引条件等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。今後、収益基盤の安定化及び事業規模の拡大を図るために、「顧客基盤の拡大に向けたリレーション活動の強化」、「ターゲット商材の拡大及び運用ノウハウの蓄積」等により新規クライアント開拓を進めてまいります。また、多様なクライアントを対象とした、「サブスクリプション（※2）型のサービス提供」を拡大することにより、当社グループ全体の特定商材やクライアントへの偏りを解消していきます。

※2 サブスクリプション…利用期間に対して対価を支払う、定額制のビジネスモデルのこと。

③ 与信管理体制の強化

当社グループの主力事業であるLTVマーケティング事業において、過去に取引先に対する貸付金の取立遅延が発生したことや、広告費分割払いの付帯機能提供等に伴う未収入金を計上している現状を踏まえ、与信管理体制を含めた債権管理の強化が課題であると認識しております。

管理部門と営業部門の一層の連携強化や取引先に対するモニタリングの強化を図るなどの対応を行っております。

④ 優秀な人材の育成及び確保

当社グループは、持続的な事業収益の拡大をしていくためには人材開発・育成が不可欠との認識のもと、優秀な人材を確保し、教育の充実等により組織の活性化を図ってまいります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社MAVEL	88百万円	100.0%	LTVマーケティング事業
株式会社All Ads	428百万円	100.0%	LTVマーケティング事業

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 企業集団の主要な事業セグメント(2026年4月30日現在)

・LTVマーケティング事業

当社グループは、主にインターネットを活用した販売促進、集客、知名度向上を目指す企業に対して、データ解析プラットフォームやWebホスピタリティツールを用いて、「LTVを予測し、ROI(※1)の最適化を実現する」ため、マーケティングの課題解決を行っております。

具体的には、データ解析プラットフォームを用いてLTV予測を行い、新規ユーザー(消費者)獲得支援を成果報酬型で提供しております。

複数のメディアにまたがって出稿しているWeb広告の一元管理を行い、当社グループが連携している多くのメディア(広告を掲載する媒体。アフィリエイト広告の配信会社であるアフィリエイト・サービス・プロバイダーを含む)から、クライアントのマーケティング目標に合致した適切な出稿先を選定し、ランディングページ(広告やメディアなどから飛び先となるクライアントページのこと。以下「LP」という。)へ流入数を高めるとともに、クライアントのマーケティング活動の戦略立案や運用支援を行っております。

当社グループは成果(サービス申込、契約成立、商品購入等、当社グループとクライアントの間で設定している成果地点を達成し、クライアントによる測定、いわゆる検収・承認がなされたものを指す。)に連動した報酬をクライアントから受け取り、その一部を同じく成果に連動してメディアに対して支払います。アフィリエイト広告、リスティング広告に加え、オフライン広告(※2)を併用するとともに、自社のプロダクトを開発・活用すること

により、より効率的かつ効果的なマーケティングを実施しております。

また、Webホスピタリティツールを用いたデータ解析と機械学習により、消費者のLPへの流入経路、行動パターンを収集し、消費者行動を予測することで、成果につながるマーケティングを実施しております。当社グループは、成果報酬型方式では成果に連動した報酬を、サブスクリプション（※3）方式では定額報酬をクライアントから受け取り、成果につながる改善を図っております。また、クライアントのLPにおける文言や画像、動画等のいわゆるクリエイティブの改善を図り、クライアントのLPへの流入数を高めるとともに、チャットボット（※4）や既存顧客との関係維持に着目した施策（リテンションマーケティング（※5））も併せて行うことにより、戦略の幅を広げるマーケティングを提供しております。

そのほか、既存ユーザーの解約を低減させLTVの向上を図るサービスの提供（解約抑止チャットボット）なども行っております。

- ※1 Return On Investmentの略語。投資に対してどれだけ利益を上げることができたのかという指標。
- ※2 オフライン広告…インターネット以外を用いた広告のこと。
- ※3 サブスクリプション…利用期間に対して対価を支払う、定額制のビジネスモデルのこと。
- ※4 チャットボット…自動会話プログラムのこと。
- ※5 リテンションマーケティング…既存顧客との関係維持に着目した施策の呼称。

(9) 企業集団の主要拠点等(2026年4月30日現在)

(当社)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

(子会社)

会社名	所在地
株式会社MAVEL	東京都渋谷区
株式会社All Ads	東京都港区

(10) 従業員の状況(2026年4月30日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
201 (34) 名	19名増 (1名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員及びアルバイト含む。)は最近1年間の平均人員を(外書)で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42 (1)名	1名減 (0名)	35.9歳	3年2ヶ月

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用人員(契約社員及びアルバイト含む。)は最近1年間の平均人員を(外書)で記載しております。

(11) 主要な借入先及び借入額(2026年4月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	3,086百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 42,240,000株
 (2) 発行済株式総数 14,654,272株（自己株式2,197,847株を含んでおります）
 (3) 株主数 7,282名
 (4) 大株主

氏名又は名称	所有株式数（株）	持株比率（%）
MG合同会社	3,790,293	30.42
小嶋 雄介	1,108,543	8.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	586,100	4.70
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND	444,500	3.56
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	227,500	1.82
株式会社TMAC	207,600	1.66
野村信託銀行株式会社（投信口）	184,100	1.47
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	169,295	1.35
加藤 誠悟	136,500	1.09
南角 光彦	130,000	1.04

- (注) 1. 持株比率は自己株式（2,197,847株）を控除して計算しております。
 2. 上記株式数のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりであります。
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 586,100株
 株式会社日本カストディ銀行（信託口） 227,500株

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり当社の役員に対して、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行っております。

区分	株式の種類及び数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	当社普通株式 7,779	3
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	当社普通株式 585	2
監査等委員である取締役	当社普通株式 896	3

※上記以外に当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して譲渡制限付株式を付与しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年4月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	千葉知裕	社長 株式会社MAVEL 代表取締役
取締役	松本将和	会長 株式会社All Ads 取締役 株式会社MAVEL 取締役
取締役	靱江佑介	株式会社All Ads 代表取締役社長 株式会社MAVEL 取締役
取締役	澤博史	エステートテクノロジー株式会社 代表取締役 株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役 アディッシュ株式会社 社外取締役 株式会社デジタルプラス 社外取締役
取締役	中村繁貴	株式会社エスプール 常務執行役員 CDO 兼 CDAO 兼 デジタル戦略推進本部長
取締役 (常勤監査等委員)	山岸義久	株式会社MAVEL 監査役 ハウデングループジャパン株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	横山隆	共創設計株式会社 代表取締役 法律事務所テオ 代表
取締役 (監査等委員)	金井重高	金井公認会計士事務所 代表 株式会社さくらさくプラス 社外監査役 株式会社FUNDINNO 社外監査役

- (注) 1. 取締役澤博史氏、中村繁貴氏、山岸義久氏、横山隆氏及び金井重高氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化と委員会のスムーズな運営のため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 当社は、取締役澤博史氏、中村繁貴氏、山岸義久氏、横山隆氏及び金井重高氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）金井重高氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該社外取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び子会社取締役、監査役、執行役員等であり、保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、会社負担としております。なお、故意又は法令違反に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(4) 役員の報酬等の総額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針について取締役会で定めており、その内容は以下のとおりであります。

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針

(ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、金銭による固定報酬に加え、企業価値の持続的な向上を目的とした譲渡制限付株式報酬により構成する。固定報酬及び譲渡制限付株式報酬は、業績及び貢献度並びに役位、職責等を総合的に勘案し、指名報酬委員会における答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬等の範囲内で、取締役会において決定する。

(イ) 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、金銭による固定報酬に加え、企業価値の持続的な向上を目的とした譲渡制限付株式報酬により構成する。固定報酬及び譲渡制限付株式報酬は、役割及び貢献度等を総合的に勘案し、指名報酬委員会における答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬等の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定する。したがって、監査等委員である取締役の報酬につ

いての決定権限は株主総会で決議された枠の範囲内において監査等委員会にある。

イ. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

金銭による固定報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合については、当社の企業価値の持続的な向上を図る健全なインセンティブとして機能するよう、適切に設定する。

ウ. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

固定報酬は、任期中、毎月定額で支給する。譲渡制限付株式報酬の取締役への具体的な支給時期または条件に関して、監査等委員でない取締役については取締役会において決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定する。

b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議に基づく報酬の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額500百万円以内（うち社外取締役については100百万円以内）（2023年7月27日株主総会決議）、監査等委員である取締役が年額100百万円以内（2023年7月27日株主総会決議）であります。当該定時株主総会決議時点の取締役員数（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役は3名であります。

また、上記報酬枠の内枠で、2025年7月30日開催の第10回定時株主総会決議により、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の限度額は、監査等委員である取締役以外の対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間50,000株以内（うち社外取締役分は年間10,000株以内）、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、監査等委員である対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会決議時点の取締役員数（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役は2名）、監査等委員である取締役は3名であります。

c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合等を考慮して定めることとしており、取締役会として当社が定める決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	136(8)	125(7)	－	11(0)	5(2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17(17)	16(16)	－	0(0)	5(5)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役の澤博史氏は、エステートテクノロジー株式会社の代表取締役、株式会社ROBOT PAYMENTの社外取締役、アディッシュ株式会社の社外取締役、株式会社デジタルプラスの社外取締役であります。当社は株式会社デジタルプラスと資本業務提携契約を締結しております。当社と株式会社デジタルプラス以外の兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役の中村繁貴氏は、株式会社エスプールの常務執行役員 CDO 兼 CDAO 兼 デジタル戦略推進本部長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）の山岸義久氏は、ハウデングループジャパン株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）の横山隆氏は、共創設計株式会社の代表取締役、法律事務所テオの代表であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）の金井重高氏は、金井公認会計士事務所の代表、株式会社さくらさくらプラスの社外監査役、株式会社FUNDINNOの社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	澤 博 史	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役	中 村 繁 貴	2025年7月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 岸 義 久	2025年7月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営を通じて得た豊富な知識と経験に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	横 山 隆	当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	金 井 重 高	2025年7月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 63百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 63百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断し

た場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結財政状態計算書

(2026年4月30日 現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	16,571	流 動 負 債	8,536
現金及び現金同等物	7,311	営業債務及びその他の債務	5,798
営業債権及びその他の債権	8,754	借 入 金	1,865
その他の流動資産	443	リ ー ス 負 債	148
その他の金融資産	62	その他の金融負債	12
非 流 動 資 産	7,520	未 払 法 人 所 得 税	320
有形固定資産	390	その他の流動負債	390
の れ ん	3,930	非 流 動 負 債	2,863
無 形 資 産	391	借 入 金	2,379
その他の金融資産	2,540	リ ー ス 負 債	180
繰延税金資産	166	その他の金融負債	81
その他の非流動資産	101	引 当 金	82
		繰 延 税 金 負 債	138
		負 債 合 計	11,400
		(資 本)	
		親会社の所有者に帰属する持分	12,614
		資 本 金	2,635
		資 本 剰 余 金	2,623
		利 益 剰 余 金	11,327
		自 己 株 式	△4,003
		その他の資本の構成要素	31
		非 支 配 持 分	76
		資 本 合 計	12,691
資 産 合 計	24,091	負 債 ・ 資 本 合 計	24,091

連結損益計算書

(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	50,579
売上原価	41,937
売上総利益	8,642
販売費及び一般管理費	4,991
その他の収益	13
その他の費用	13
営業利益	3,650
金融収益	126
金融費用	159
税引前利益	3,617
法人所得税費用	1,263
当期利益	2,354
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,353
非支配持分	0
当期利益	2,354

貸借対照表

(2026年4月30日 現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,008	流動負債	4,971
現金及び預金	3,441	短期借入金	1,150
売掛金	219	1年内返済予定の長期借入金	706
前払費用	147	未払金	258
関係会社預け金	1,035	未払費用	65
短期貸付金	3,001	未払法人税等	13
その他の	162	預り金	28
固定資産	8,797	関係会社預り金	2,712
有形固定資産	55	賞与引当金	9
建物附属設備	27	その他の	25
工具、器具及び備品	27	固定負債	2,487
無形固定資産	1	長期借入金	2,379
ソフトウェア	1	繰延税金負債	107
投資その他の資産	8,740	負債合計	7,458
投資有価証券	1,625	(純資産の部)	
関係会社株	6,668	株主資本	8,906
長期貸付金	275	資本剰余金	2,635
長期前払費用	49	資本準備金	2,627
その他の	128	利益剰余金	7,616
貸倒引当金	△5	その他利益剰余金	7,616
		オープンイノベーション促進積立金	400
		繰越利益剰余金	7,216
		自己株式	△3,973
		評価・換算差額等	441
		その他有価証券評価差額金	441
		純資産合計	9,347
資産合計	16,805	負債・純資産合計	16,805

損益計算書

(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,697
売 上 原 価		-
売 上 総 利 益		5,697
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,306
営 業 利 益		3,390
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
業 務 受 託 収 入	1	
雑 収 入	5	33
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	52	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19	
自 己 株 式 取 得 費 用	6	
株 式 報 酬 費 用 消 滅 損	9	
そ の 他	6	93
経 常 利 益		3,330
税 引 前 当 期 純 利 益		3,330
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32	
法 人 税 等 調 整 額	17	50
当 期 純 利 益		3,280

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

株式会社Macbee Planet
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 興市郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 悟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Macbee Planetの2025年5月1日から2026年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社Macbee Planet及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

株式会社Macbee Planet
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 興市郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 悟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Macbee Planetの2025年5月1日から2026年4月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年5月1日から2026年4月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月25日

株式会社Macbee Planet 監査等委員会

監査等委員（常勤） 山 岸 義 久 ㊞

監査等委員 横 山 隆 ㊞

監査等委員 金 井 重 高 ㊞

(注) 監査等委員山岸義久、横山隆及び金井重高は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主還元と同時に、財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けており、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら、経営成績に合わせた利益配分を基本方針としております。

上記基本方針に基づき、当期の剰余金の配当（期末配当）に関しましては、1株当たり55円とさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円、総額685,103,375円

3. 剰余金の配当がその効力を生ずる日

2026年7月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任2名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>しょうだ ひでゆき 正田 英之 (1986年9月24日生)</p> <p>新任</p>	<p>2010年7月 株式会社グローランス 設立 代表取締役 2011年5月 株式会社コビキタスエンターテインメント 入社 2013年7月 株式会社instamall 設立 代表取締役 2013年9月 10sec, Inc(米国)設立 CEO 2016年2月 株式会社Alpha 設立 代表取締役 2021年8月 当社入社(株式会社Alphaグループイン) 2021年10月 当社 執行役員プロダクト本部長 2022年6月 当社 執行役員3Dアドグループ部長 2023年2月 当社 執行役員3Dアドグループ部長兼アドファイグループ部長 2023年11月 株式会社MAVEL 執行役員メディア事業本部長 2024年9月 株式会社Macbee eight 設立 代表取締役(現任) 2026年4月 当社 開発本部AI推進室長(現任)</p>	1,423株
取締役候補者とした理由		<p>正田英之氏は、多数の企業を立ち上げたシリアルアントレプレナーとしての豊富な経営経験を活かし、当社入社以降は執行役員プロダクト本部長などを歴任し、当社のプロダクト開発や事業拡大を強力に牽引するとともに、現在は当社子会社の株式会社Macbee eightで代表取締役を務めるほか、複数のM&Aを牽引し、またAI活用の責任者としてグループの新規事業創出や技術革新、成長に尽力しております。このような経験・実績から、同氏の優れた先見性と経営手腕は現在の変化の激しい時代を牽引できるものであり、当社の一層の成長と企業価値の増大を実現するため、新任の取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は選任後の取締役会において代表取締役に選定される予定であります。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">まつもと まさかず 松本 将和 (1980年10月8日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2003年4月 株式会社東放制作 入社 2004年2月 株式会社ライブドアファイナンス入社 2005年8月 株式会社まくびー設立 代表取締役社長 2010年4月 株式会社フォーイト 取締役 2011年5月 株式会社まくびーインターナショナル設立 代表取締役社長 2013年6月 株式会社アジアビューティーラボ(現：株式会社 サイトキャッチャー)代表取締役社長 2013年7月 株式会社まくびープロ(現：株式会社Macbee Hollywood Entertainment) 代表取締役社長 2014年1月 株式会社ロンバード 取締役 2015年8月 当社設立 取締役 2017年2月 CANARY COMPANY LIMITED 代表取締役社長 2017年11月 当社取締役経営戦略本部長 2019年3月 当社取締役プロダクト本部長 2021年3月 当社取締役会長(現任) 2023年3月 株式会社ネットマーケティング(現：株式会社All Ads) 取締役(現任) 2023年11月 株式会社MAVEL 取締役(現任)</p>	3,822,849 株
取締役候補者とした理由		<p>松本将和氏は、当社創業者として創業以来強いリーダーシップを発揮して、当社の事業発展に尽力してまいりました。このような経験・実績から、当社の一層の成長と企業価値の増大を実現するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は選任後の取締役会において代表取締役に選定される予定であります。</p>	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">ちばともひろ 千葉知裕 (1986年7月11日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2010年4月 あずさ監査法人(現：有限責任 あずさ監査法人) 入所</p> <p>2014年3月 公認会計士登録</p> <p>2018年10月 当社入社 管理本部長</p> <p>2019年3月 当社取締役経営管理本部長</p> <p>2021年12月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>2022年5月 株式会社ヘリテージ 社外取締役</p> <p>2023年11月 株式会社MAVEL 代表取締役(現任)</p>	271,156株
取締役候補者とした理由		<p>千葉知裕氏は、公認会計士としての財務・会計の専門領域における豊富な知識・経験を活かし、当社取締役就任以降は経営管理本部長として、当社の東証マザーズ上場やM&A業務、IR業務など当社グループの市場価値向上や管理領域での体制構築を担うとともに、2021年12月の当社代表取締役就任以降、強いリーダーシップを発揮して、当社の事業発展に尽力してまいりました。このような経験・実績から、当社の一層の成長と企業価値の増大を実現するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
4	たかはら ひでみ 高 原 英 実 (1989年2月16日生) 新任	2014年4月 株式会社スプレッドワン 入社 2016年4月 株式会社まくびーインターナショナル 入社 2017年1月 当社入社 2021年3月 当社 執行役員プロダクト本部長 2021年10月 当社 執行役員ソリューション本部長 2023年2月 当社 執行役員コンサルティング本部長 2023年11月 株式会社MAVEL 代表取締役 2025年5月 当社 執行役員 海外事業開発担当(現任)	1,550株
取締役候補者とした理由		<p>高原英実氏は、企業経営における豊富な知識・経験を活かし、当社入社以降は執行役員プロダクト本部長、ソリューション本部長、コンサルティング本部長として当社の各事業領域における成長牽引や組織体制の構築を担った後に当社グループ中核会社である株式会社MAVELの代表取締役を務めるとともに、直近は海外で事業開発を行うなど、強いリーダーシップを発揮して当社グループの事業発展に尽力してまいりました。このような経験・実績から、当社の一層の成長と企業価値の増大を実現するため、新任の取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	さわ ひろふみ 澤 博史 (1969年1月28日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立役員	1991年4月 富士通株式会社入社 2006年4月 双日株式会社入社 2007年7月 株式会社CSK-IS入社 2008年8月 株式会社イーライセンス (現：株式会社NexTone) 取締役 2009年7月 データセクション株式会社 代表取締役社長CEO 2013年4月 ソリッドインテリジェンス株式会社 社外取締役 2015年4月 Weavers株式会社 取締役 2016年2月 株式会社日本データ取引所 取締役 2016年8月 Money Data Bank株式会社 取締役 2018年4月 データセクション株式会社 取締役会長 2018年6月 同社会長 2018年9月 Tranzax電子債権株式会社 社外取締役監査等委員 2018年10月 Tranzax株式会社 社外取締役監査等委員 2018年10月 株式会社プログレス(現：TOKYO BIG HOUSE株式会社) 社外取締役 2018年12月 当社社外取締役(現任) 2019年3月 エステートテクノロジーズ株式会社設立 代表取締役(現任) 2019年10月 株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役 (現任) 2020年2月 アディッシュ株式会社 社外取締役(現任) 2020年7月 データセクション株式会社 最高顧問 2022年12月 株式会社デジタルプラス 社外取締役(現任)	4,938株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	澤博史氏は、会社経営者としての長年にわたる豊富な経験と知識を有しており、ITや技術に関する確かな知見と、コーポレート・ガバナンスに関する卓越した理解があり、これまでの経験を活かし、当社の経営体制の強化及び経営の透明性・客観性の向上に重要な役割を果たしております。このような経験・実績から、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">なかむら しげき 中村 繁貴 (1976年6月8日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任] [社外]</p> <p style="text-align: center;">[独立役員]</p>	<p>2000年11月 株式会社テング入社 2006年5月 同社 取締役 2007年1月 北京天達楽恵軟件有限公司 監事 2008年6月 ユニファイジャパン株式会社 取締役 2011年6月 北京天達楽恵軟件有限公司 董事 2011年8月 株式会社テング 常務取締役 2011年10月 株式会社テングホールディングス 取締役 2013年10月 大連天達科技有限公司 董事 2015年6月 ユニファイジャパン株式会社 代表取締役 2016年6月 株式会社テング 専務取締役 2017年8月 同社 取締役副社長 2018年8月 同社 代表取締役社長 2022年6月 同社 代表取締役社長 コンシューマー事業管掌 2022年8月 同社 取締役社長執行役員 コンシューマー事業管掌 2023年2月 有限会社熱中日和 (現株式会社テングゲームス) 代表取締役社長 2023年8月 株式会社テング 取締役常務執行役員 コンシューマー事業管掌 2023年12月 株式会社Skyarts 取締役 2024年8月 株式会社Skyarts 取締役会長 2024年8月 株式会社テング 取締役 2025年7月 当社社外取締役 (現任) 2025年8月 株式会社エスプール 入社 執行役員 CDO 兼 デジタル戦略推進本部長 2026年4月 株式会社エスプール 常務執行役員 CDO 兼 CDAO 兼 デジタル戦略推進本部長 (現任)</p>	273株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	<p>中村繁貴氏は、国内外多数の会社経営者としての長年にわたる豊富な経験と知識を有し、ITサービスやコンテンツ関連事業における深い見識に加えて、その多角的な視点から、当社の経営への適切な助言や監督に重要な役割を果たしております。このような経験・実績から、当社の持続的な成長と企業価値向上に今後も貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
2. 正田英之氏並びに高原英実氏以外の各候補者は、全て再任の取締役候補者であります。
3. 澤博史氏、中村繁貴氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 澤博史氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年7か月となります。中村繁貴氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

5. 澤博史氏並びに中村繁貴氏は東京証券取引所が定める独立要件を満たしており、当社は、両氏を独立役員として届け出しています。両氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、澤博史氏及び中村繁貴氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額となります。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。上記保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、会社負担としております。また、各候補者の選任が承認された場合には、上記保険契約の更新を予定しております。
8. 松本将和氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるMG合同会社が所有する株式数も含んでおります。千葉知裕氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社TMACが所有する株式数も含んでおります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2025年7月30日開催の第10回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役藤間崇史氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案の決議の効力は、次期定時株主総会開催の時までといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
ふじま たかし 藤間 崇史 (1992年4月17日生)	2017年12月 草薙一郎法律事務所 入所 2020年9月 大江・田中・大宅法律事務所 入所 2023年10月 世田谷用賀法律事務所 入所(現任)	0株
補欠の監査等委員である 社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割	藤間崇史氏は、複数の法律事務所への入所経験があり、企業法務の豊富な経験と幅広い知見を有しており、当該見識に基づき、実践的、多角的な視点から、当社グループの経営への助言や取締役の職務執行に対する監督を行っていただくことや客観的・中立的立場で取締役会の意思決定の適法性の確保に力を発揮していただけることを期待しております。 同氏は過去に会社の経営に関与したことがない候補者であります。上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。	

- (注) 1. 藤間崇史氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤間崇史氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 藤間崇史氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 藤間崇史氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。上記保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、会社負担としております。

以上

第11回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

連結持分変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社Macbee Planet

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 法令及び定款等の遵守が企業活動の基盤であることを認識し、当社グループの取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制を構築する。
 - b. 取締役、執行役員及び使用人が、法令及び定款を遵守し行動するよう、コンプライアンスに係る規程を整備し、継続的な研修の実施や適時の社内周知等コンプライアンス意識の醸成に努める。
 - c. 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は、法令及び監査等委員会が定めた監査方針に基づき、取締役会及び重要会議への出席、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査する。
 - d. 内部監査室（又は内部監査担当者。以下、「監査室」と総称する。）は、会社方針や業務規程、マニュアル等各種社内規程に基づき当社グループの監査を実施し、当該結果を取締役及び監査等委員会に対して速やかに報告・提言する。
 - e. 当社グループで就業する全ての者が、コンプライアンス上疑義のある行為を通報できる体制として内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、適正に運用する。
- ② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報は、法令及び「文書取扱規程」等の社内規程に基づき適切に作成、保存及び管理する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社グループのリスク管理のため、「リスク管理規程」に基づき、定時又は必要に応じてリスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出し、管理方法の協議及びリスクの最小化に努める。

- b. リスク管理委員会において協議された重要事項は、必要に応じて取締役会に報告する。
 - c. 経営会議における業務執行状況の報告等を通じ、新たなリスクの発生可能性を把握し、必要な場合は代表取締役から各関連部署に示達するとともに、迅速な危機管理対策を実施できる体制を整備する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 定款及び「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務執行の状況を監督する体制を構築する。
 - b. 取締役、執行役員及び事業部責任者等で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の重要課題について報告、検討及び決定を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- a. 当社子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、事業提携や社内協業を通じて企業集団として統制環境の統一に努める。
 - b. 財務報告に関する基本方針を定め、グループ全体の財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
 - c. 子会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、並びに、当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項
- a. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。
 - b. 監査等委員会の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役(監査等委員である取締役を除く)その他の上長等の指揮命令を受けない。

- c. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会からの指示に基づき、他部門へ協力体制の確保を依頼することができる。また、監査等委員会からの指示に基づき、社内の重要会議等への出席や重要文書の閲覧を行うことができる。
 - d. 監査等委員会の職務を補助する使用人の人事考課や懲戒処分決定には、監査等委員会の同意を得なければならない。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- a. 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人に説明を求めることができる。
 - b. 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人は、当社及びグループ会社の業務または業績に与える重要な事項について監査等委員会に遅滞なく報告する。
 - c. 監査等委員会は必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人に対し報告を求めることができる。
 - d. 監査室は、実施した内部監査の結果について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - e. 内部通報窓口管掌部門は、内部通報制度による通報の状況について、監査等委員会に報告する。
 - f. 取締役、執行役員及び使用人から監査等委員会への報告は、常勤監査等委員への報告をもって行い、常勤監査等委員はその他の監査等委員に当該報告を行う。
 - g. 監査等委員会は、必要に応じて取締役、執行役員及び使用人に業務に関する報告及び指摘事項に対する改善の状況に関する報告を求める。
- ⑧ 子会社の取締役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
- 監査等委員会は、子会社から報告を受けた当社取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。

- ⑨ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対して不利益な扱いをすることを禁止する。
- ⑩ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務を執行する上で、当該職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 常勤監査等委員は、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、監査上の重要課題等につき相互理解を深める。
 - b. 監査等委員は、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)並びに使用人から情報を収集することができる。
 - c. 監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。
 - d. 監査等委員は、監査等委員会としての意見形成が可能となるよう相互に連携する。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について
- a. 「反社会的勢力対応・調査マニュアル」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業や団体、個人とはいかなる取引も行わない。
 - b. 反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整え、また、反社会的勢力に関する動向の把握に努める。
 - c. 当社所定の標準契約書式に反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等、継続的に反社会的勢力排除に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、役職員の啓蒙活動の一環として定期的にコンプライアンス研修を行うほか、リスク管理規程に従い、半期に一度以上の頻度で、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を開催しており、その他に報告すべき事項があれば、月に1回の頻度で開催している経営会議又は任意の会議を招集し、情報を共有する体制を整えております。常勤監査等委員は、監査等委員会を17回開催したほか、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や各役員との定期的な会合をもつことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、外部監査法人や監査室と連携した監査を通じて業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

連結持分変動計算書

(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
当期首残高	2,635	2,629	9,249	△2,131	△230	12,152
当期利益			2,353			2,353
その他の包括利益					285	285
当期包括利益			2,353		285	2,639
自己株式の取得				△2,003		△2,003
譲渡制限付株式報酬		△26		132	△23	82
配当金			△249			△249
利益剰余金から 資本剰余金への振替		26	△26			-
その他		△6				△6
所有者との取引額等合計		△6	△276	△1,871	△23	△2,177
当連結会計年度末残高	2,635	2,623	11,327	△4,003	31	12,614

	非支配持分	資本合計
当期首残高	76	12,229
当期利益	0	2,354
その他の包括利益		285
当期包括利益	0	2,640
自己株式の取得		△2,003
譲渡制限付株式報酬		82
配当金		△249
利益剰余金から 資本剰余金への振替		-
その他		△6
所有者との取引額等合計	-	△2,177
当連結会計年度末残高	76	12,691

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（IFRS）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

株式会社MAVEL

株式会社All Ads

連結の範囲の変更

増加 3社（株式取得）

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融商品の評価基準及び評価方法

イ 金融資産

非デリバティブ金融資産

(a) 当初認識及び測定

非デリバティブ金融資産は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。営業債権及びその他の債権については、これらの発生日に当初認識しております。

金融資産について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、当初認識時において分類しております。

当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測

定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益に認識しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

償却原価で測定する金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産以外の金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ただし、純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産に対し、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定することにより、会計上のミスマッチを取り除く又は大幅に低減する場合には、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する取消不能な選択をする場合があります。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおりに測定しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(c) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、リース債権、契約資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。

当社グループは、四半期ごとに、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各四半期における債務不履行発生リスクを比較して判断しております。これには、以下の利用可能な合理的かつ裏付けのための将来の見通しに関する情報を考慮しております。

- ・ 内部信用格付、外部信用格付
- ・ 借手の営業成績の実際の又は予想される著しい変化
- ・ 借手の規制環境、経済環境又は技術環境の実施の又は予想される著しい不利な変化のうち、借手債務を履行する能力の著しい変化を生じさせるもの
- ・ 同一の借手の他の金融商品に係る信用リスクの著しい増大
- ・ 債務の裏付となっている担保の価値又は第三者の保証もしくは信用補完の質の著しい変化
- ・ 期日経過の情報

発行者又は債務者の重大な財政的困難、契約上の支払の期日経過が長期にわたる延滞など金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える事象が生じた場合に債務不履行が生じていると判断しております。

債務不履行に該当した場合は信用減損の客観的な証拠が存在すると判断し、信用減損金融資産に分類しております。

ただし、営業債権及びその他の債権については、常に、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒れが法的に確定した段階で、予想信用損失を帳簿価額から直接償却しております。損失評価引当金を減額する事象が発生した場合は、損失評価引当金の戻入額を純損益で認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に対する損失評価引当金の繰入額は、その他の包括利益で認

識しております。

(d) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

□ 金融負債

非デリバティブ金融負債

(a) 当初認識及び測定

非デリバティブ金融負債は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識し、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、その発行に直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債については、割引の効果の重要性に乏しい金融負債を除き、実効金利法を用いて償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融負債に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

(c) 認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

ハ 金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格（輸入関税及び還付されない取得税を含み、値引及び割戻しを控除後）、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態におくことに直接起因するコスト及び資産化に適切な借入コスト、並びに、当該資産項目の解体及び除去コスト並びに敷地の原状回

復コストが含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を耐用年数にわたって、主として定額法により減価償却しております。主な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりです。

建物附属設備 6～18年

工具、器具及び備品 3～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

□ 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。

(c) 自己創設無形資産（開発資産）

開発（又は内部プロジェクトの開発局面）における支出は、以下のすべてを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出はすべて発生時に費用処理しております。

- ・使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力
- ・無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。主な無形資産の耐用年数は、以下のとおりです。

ソフトウェア（自社利用分） 3～5年

顧客関連資産 9年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

ハ のれん

のれんは、取得対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が以前に所有していた被取得

企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識しております。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

減損については、「④非金融資産の減損」に記載しております。

③ リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

イ 借手としてのリース

リースの開始日において、使用权資産及びリース負債を認識しております。

使用权資産は開始日においてリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整した取得原価で当初測定し、当初認識後は減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。使用权資産は、リース期間にわたり規則的に減価償却をしております。リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加えて決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を割り引いた現在価値で測定しております。通常、追加借入利率を割引率として用いております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用权資産を修正しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

ロ 貸手としてのリース

当社グループは、貸手として、従業員への社宅の賃貸をしており、サブリースのリース期間がヘッドリースのリース期間と同一のサブリースであり、リスクと経済価値が実質的にすべて移転しているものとしてファイナンス・リースへ分類しております。リース投資未回収額を連結財政状態計算書に有形固定資産又はその他の資産として計上しております。

④ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に結合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように結合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位グループに配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻し入れいたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。

⑤ 引当金

過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務が存在し、その決済により経済的便益をもつ資源が流出する可能性が高く、その債務の金額が信頼性をもって見積ることができる場合に、引当金を認識しております。

引当金は、報告期間の末日における現在の債務を決済するために要する支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積りを行い測定しております。貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、引当金の主な内容は以下のとおりです。

イ 資産除去債務

資産除去債務は、建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。資産除去債務は、資産除去に要するキャッシュ・フローを合理的に見積り、それを将来キャッシュ・フローが発生する時点までの期間に対応した貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率で割り引いて測定しております。

⑥ 収益

顧客との契約から生じる収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点等は以下のとおりです。

(LTVマーケティング事業)

インターネット上で商品の販売及びサービスの提供等のマーケティング活動を行う広告主に対し、アフィリエイト広告や運用型広告等のコンサルティングを行っております。

契約に定める時点において成果（商品購入、資料請求、サービス申込等）として広告主から承認された時点で履行義務が充足されたと判断し、各契約内容に従って収益を認識しております。なお、当該事業におけるサービス提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から取引先等に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、当社グループの顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、当社経営者は将来に関する見積り及び仮定の設定を行っております。その見積り及び仮定は過去の実績や決算日時点の合理的と考えられる要因を勘案した経営者による最善の見積りに拠っておりますが、それらが有する性質により関連する実際の結果と異なる可能性があります。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
投資有価証券 2,081百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券の評価において、発行体の財政状態や業績の見通し、又は超過収益力の毀損の有無を基に判断しております。市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 3,930百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについては、減損の兆候の有無を確認したうえで、減損損失の認識、測定の要否を判断しております。減損損失の認識、測定を行う場合には、主に事業計画を基にした将来のキャッシュ・フロー等について仮定を設定しております。

のれんの評価は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金 621百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額 720百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

14,654,272株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年7月30日 定時株主総会	普通株式	249	18.00	2025年4月30日	2025年7月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年7月29日の定時株主総会の議案として、次のとおり決議する予定であります。

決議予定	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年7月29日 定時株主総会	普通株式	685	利益剰余金	55.00	2026年4月30日	2026年7月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社は、株主還元と同時に、財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けており、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら、経営成績に合わせた利益配分を基本方針としており、収益性や事業における投下資本の運用効率を向上させるため、営業利益を経営上の指標として重視しております。

なお、当社が適用を受ける重要な資本規制（会社法等の一般的な規定を除く）はありません。

② 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク（信用リスク、市場リスク及び流動性リスク）に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

③ 信用リスク管理

営業債権、契約資産及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されており、当社グループは債権管理規程に従い、管理部及び各担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及

び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、信用リスクの軽減を図っております。

連結会計年度の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

当社グループは営業債権については、常に全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を個別的及び集会的に測定しております。営業債権以外の債権等については、12ヶ月の予想信用損失と同額で損失評価引当金を集会的に測定しておりますが、信用リスクが著しく増加している場合は全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を個別的及び集会的に測定しております。

営業債権以外の債権等については、信用リスクが著しく増大していない場合、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を総額の帳簿価額に乗じて予想信用損失を算定しております。信用リスクが著しく増大している場合は、過去の信用損失実績及び将来予測情報に基づき、当該金融商品の回収に係る全期間の予想信用損失を見積ることにより予想信用損失を算定しております。

信用リスクが著しく増大している金融資産のうち、債務者が深刻な財政難を理由に弁済条件の大幅な見直しを要請してきた場合など、債権の全部又は一部について、回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。当社グループは債務者が債務不履行と判断される場合や債務者の破産等による法的整理手続の開始等があった場合には、当該金融資産は信用減損したものと判断しております。将来回収できないことが明らかな金額は、金融資産の帳簿価額を直接減額しております。

④流動性リスク

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

⑤市場リスク

市場環境が変動するリスクにおいて、当社グループが晒されている主要なものには時価変動リスクがあり、これらのリスクに対応するため、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する方法等により管理を行っております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2026年4月30日における帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	帳簿価額	公正価値
現金及び現金同等物	7,311	7,311
営業債権及びその他の債権	8,754	8,754
その他の金融資産（非流動）	2,540	2,484
資産計	18,605	18,549
営業債務及びその他の債務	5,798	5,798
借入金	4,245	4,245
負債計	10,044	10,044

(注) 金融商品の公正価値の測定方法は、以下のとおりです。なお、ヒエラルキーレベルの定義については、「(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項」に記載しております。

① 現金及び現金同等物、並びに営業債権及びその他の債権

これらはすべて短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

② その他の金融資産

株式については、活発な市場における同一銘柄の市場価格が入手できる場合の公正価値は、当該市場価格を使用して測定しており、レベル1に分類しております。活発な市場における同一銘柄の市場価格が入手できない場合の公正価値は、活発でない市場における同一銘柄の市場価格、類似会社の市場価格及び割引キャッシュ・フロー法などの適切な評価技法を使用して測定しており、レベル3に分類しております。

長期貸付金、差入保証金については、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により測定しており、レベル2に分類しております。

③ 営業債務及びその他の債務、短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

④ 長期借入金

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に借入後、大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利による借入金は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引く方法により、公正価値を算定しており、いずれもレベル2に分類しております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：重要な観察できないインプットを用いて測定した公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間の期末に発生したものと認識しております。

公正価値で測定する金融資産

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した、経常的に公正価値で測定する金融資産の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	—	—	733	733
純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産				
転換社債型新株予約権付社債	—	—	36	36
その他	—	—	25	25
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	990	—	297	1,287
合計	990	—	1,091	2,081

(注) レベル1、2の間の振替はありません。

公正価値ヒエラルキーレベル3に区分した経常的な公正価値測定について、期首残高から当期末残高への調整表は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	金額
期首残高	908
レベル3へ（から）の振替	△100
当期の利得又は損失	
金融収益又は金融費用	92
その他の包括利益	—
購入	190
売却	—
期末残高	1,091

- (注) 1. レベル3に区分されている金融商品は、主に非上場会社の株式であり、主に直近ファイナンス実績に基づく取引事例法及び割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法により算定しております。
2. 観察可能でないインプットのうち、加重平均資本コストについては、上昇した場合に株式の公正価値が減少する関係にあります。なお、レベル3に区分した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。
3. レベル3に区分した金融商品については適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	LTVマーケティング事業	その他	
売上収益			
成果報酬	48,048	422	48,471
固定報酬	1,314	793	2,107
外部顧客からの売上収益	49,363	1,216	50,579

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(5) 会計方針に関する事項 ⑥収益」に記載のとおりであります。なお、当社グループの顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,532
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,883
契約負債（期首残高）	—
契約負債（期末残高）	—

契約負債は主に、顧客から履行義務を充足する前に受け取った対価であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

③ 契約コストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コスト及び履行にかかるコストはありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,012.71円
基本的1株当たり当期利益	169.49円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計
					オープンイノベ ション促進積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,635	2,627	—	2,627	260	4,351	4,611
当期変動額							
剰余金の配当						△249	△249
当期純利益						3,280	3,280
自己株式の取得							
譲渡制限付株式報酬			△26	△26			
オープンイノベーション促進積立金の積立					140	△140	—
利益剰余金から資本剰余金への振替			26	26		△26	△26
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計			—	—	140	2,864	3,004
当期末残高	2,635	2,627	—	2,627	400	7,216	7,616

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	△2,131	7,742	44	44	7,787
当期変動額					
剰余金の配当		△249			△249
当期純利益		3,280			3,280
自己株式の取得	△2,003	△2,003			△2,003
譲渡制限付株式報酬	162	136			136
オープンイノベーション促進積立金の積立					—
利益剰余金から資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			396	396	396
当期変動額合計	△1,841	1,163	396	396	1,559
当期末残高	△3,973	8,906	441	441	9,347

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～18年

工具、器具及び備品 3～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの配当金及び経営指導料等となります。配当金は効力発生日をもって収益認識をしており、経営指導料等については、契約内容に応じたサービスを提供することが履行義務であり、サービスの提供が実際に行われた時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成にあたり、当社経営者は将来に関する見積り及び仮定の設定を行っております。その見積り及び仮定は過去の実績や決算日時点の合理的と考えられる要因を勘案した経営者による最善の見積りに拠っておりますが、それらが有する性質により関連する実際の結果と異なる可能性があります。

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 投資有価証券の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 1,625百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券の評価において、発行体の財政状態や業績の見通し、又は超過収益力の毀損の有無を基に判断をしております。市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 6,668百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行うこととしております。実質価額が著しく低下した株式の回復可能性については、発行会社の財政状態を定期的にモニタリングすることに加え、発行会社における将来の事業計画の実行可能性を社内ですべて十分に検討したうえで、当該株式の評価を行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画等の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

78百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 4,401百万円

短期金銭債務 2,775百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

5,697百万円

販売費及び一般管理費

459百万円

営業取引以外の取引高

営業外収益

24百万円

営業外費用

15百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

2,197,847株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	16百万円
減価償却費	13百万円
資産除去債務	3百万円
貸倒引当金	1百万円
関係会社株式評価損	14百万円
投資有価証券評価損	132百万円
研究開発費（税務上資産化したもの）	59百万円
その他	11百万円
繰延税金資産小計	251百万円
評価性引当額	△27百万円
繰延税金資産合計	223百万円
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	203百万円
オープンイノベーション促進積立金	127百万円
繰延税金負債合計	330百万円
繰延税金負債純額	107百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.08%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△29.88%
株式報酬費用損金不算入	0.15%
その他	△0.29%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.68%

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)MAVEL	所有 直接100.0	役員の兼任 経営指導契約 資金の貸借	経営指導料(注1)	1,605	売掛金	169
				資金の預け(注2)	—	関係会社預け金	1,018
				配当受取	2,090	—	—
子会社	(株)All Ads	所有 直接100.0	役員の兼任 経営指導契約 資金の貸借	経営指導料(注1)	596	売掛金	38
				資金の預り(注2)	—	関係会社預り金	1,591
				配当受取	648	—	—
子会社	(株)Macbee X	所有 直接100.0	役員の兼任 経営指導契約 資金の貸借	経営指導料(注1)	51	売掛金	1
				資金の預り(注2)	—	関係会社預り金	147
				資金の貸付/ 利息の受取(注3)	— 22	短期貸付金	2,700
				配当受取	240	—	—
子会社	(株)Macbee eight	所有 直接100.0	役員の兼任 経営指導契約 資金の貸借	経営指導料(注1)	5	売掛金	0
				資金の預け(注2)	—	関係会社預け金	2
				資金の貸付/ 利息の受取(注3)	160 0	短期貸付金	210
子会社	(株)PRクラウドテック	所有 直接100.0	経営指導契約 資金の貸借 PR活動の委託	経営指導料(注1)	36	売掛金	0
				資金の預り(注2)	—	関係会社預り金	439
				広告宣伝	457	未払金	23
子会社	(株)MOJA	所有 直接100.0	経営指導契約 資金の貸借	経営指導料(注1)	6	売掛金	1
				資金の預り(注2)	—	関係会社預り金	220

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 経営指導料については、業務内容等を勘案して当事者の契約により決定しております。

(注2) 当社はCMS (キャッシュマネジメントシステム) を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに金額を集計することが困難であるため、期末残高のみを表示しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 役員及び主要な株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者等が議決権の過半数を所有している会社	㈱TMAC (注1)	東京都 渋谷区	(被所有) 直接1.67	資金の貸付 (注3)	貸付金の 回収	10	短期貸付金 長期貸付金	12 275
					利息の受取	2	流動資産 その他	1
役員及びその近親者等が議決権の過半数を所有している会社	MG合同会社 (注2)	東京都 品川区	(被所有) 直接30.50	自己株式の 取得 (注4)	自己株式	2,003	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 当社代表取締役千葉知裕が議決権の100%を保有しております。

(注2) 当社取締役松本将和が議決権の100%を保有しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利及び一般的な金銭消費貸借契約期間に基づき返済期日を決定しております。

(注4) 自己株式の取得の取引金額は取引日前営業日の2026年4月24日の終値によるものであります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	750.41円
1株当たり当期純利益	236.22円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。